

令和8年度

1年間保存

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡地域」と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など8種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び郁文・淳風・尚徳・醒泉学区（下京雅校区）に警戒レベル4「避難指示」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

※ 5月29日より、警報等の運用が変更されています。ご確認の上、保存頂きますようお願いいたします。

言 己

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合⇒「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合、以下の措置を取ります。
午前0時までに解除になった場合⇒5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）
（13:30から13:50に登校します）
- (3) 午前0時現在、特別警報発表中の場合⇒臨時休業

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合⇒「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合、以下の措置を取ります。
○午前7時までに解除になった場合⇒平常授業
○午前9時までに解除になった場合⇒3校時目（10:45）から始業
（10:20から10:40に登校します）
○午前11時までに解除になった場合⇒5校時目（13:55）から始業（給食は中止します。）
（13:30から13:50に登校します）
- (3) 午前11時現在、暴風警報発表中の場合⇒臨時休業

3. 避難指示が発令された場合について

本校の校区である「郁文・淳風・尚徳・醒泉学区（下京雅校区）」は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。郁文・淳風・尚徳・醒泉学区（下京雅校区）に避難指示が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

4. 氾濫・大雨又は土砂災害に係る「警報」または「危険警報」が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや保護者連絡ツールで最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

5. 在校中（登校後）に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難指示が発令された場合

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、全員学校で待機させます。その後、安全が確認できれば、『児童個人カード』に記載いただいている通りに対応いたしますが、不測の事態発生時には、保護者の方と連絡がとれるまで、学校に留め置くことにいたします。

【ホームページや保護者連絡ツールでお知らせします。】

※児童館も休館になります。

※緊急時の混乱を避け、児童の安全確保を第一にいたしますので、個別の電話対応はいたしません。

※お子たちにも上記について、ご指導いただきますようお願いいたします。

※このプリントは、今年度中は保存版として残しておいていただきますよう、お願いいたします。

【参考資料】政府広報オンライン 5段階の警戒レベルについて、詳しく書かれています。

[特別警報について | 気象庁](#)
[5段階の「警戒レベル」を確認しましょう](#)